

| 航 空 自 衛 隊 仕 様 書   |                       |                               |                  |
|-------------------|-----------------------|-------------------------------|------------------|
| 仕様書の<br>種 類       | 内 容 に よ る 分 類         | 装 備 品 等 仕 様 書                 |                  |
|                   | 性 質 に よ る 分 類         | 個 別 仕 様 書                     |                  |
| 物品番号              |                       | 仕 様 書 番 号                     |                  |
| 品 名<br>又 は<br>件 名 | 乗用車（４ドア・セダン）<br>----- | C & L P S - V 2 3 2 1 5 - 1 6 |                  |
|                   |                       | 大臣承認                          | 平成 年 月 日         |
|                   |                       | 作 成                           | 平成 2 3 年 6 月 8 日 |
|                   |                       | 改 正                           | 令和 6 年 6 月 1 3 日 |
|                   |                       |                               | 令和 7 年 2 月 1 3 日 |
|                   |                       | 作成部隊等名                        | 補 給 本 部          |

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊の基地等及びその周辺において人員の輸送に使用する乗用車（４ドア・セダン）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる主な用語及び定義は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 1.2 及び C & L P S - Y 0 0 0 0 7 の 1.2 による。

### 1.3 種類

種類は、表 1 によるものとし、調達する種類は、調達要領指定書により指定する。

表 1－種類

| 種 類              | 物 品 番 号                       | 注 記            |
|------------------|-------------------------------|----------------|
| 乗用車（４ドア・セダン）その 1 | 2 3 1 0 - 4 2 5 - 0 0 0 3 - 5 | 航空幕僚長用         |
| 乗用車（４ドア・セダン）その 2 | 2 3 1 0 - 4 2 7 - 2 1 5 3 - 5 | 空将用（航空幕僚長を除く。） |
| 乗用車（４ドア・セダン）その 3 | 2 3 1 0 - 4 2 7 - 6 8 8 3 - 5 | 空将補用           |

### 1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の種類による。

例 乗用車（４ドア・セダン）その 1

### 1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、b)を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

|     |              |
|-----|--------------|
| 品 名 | 乗用車（４ドア・セダン） |
|-----|--------------|

a) 仕様書

C & L P S - V 0 0 0 0 8 車両等共通仕様書

C & L P S - Y 0 0 0 0 7 調達品等一般共通仕様書

b) 法令等

道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成１３年２月２日閣議決定）

国の所有に属する自動車等の交換に関する法律施行令（昭和４６年政令第３５７号）

## 2 製品に関する要求

### 2.1 一般的要求

一般的要求は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 2.1 によるほか、道路運送車両法（以下、“車両法”という。）に適合するとともに国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に規定するガソリン乗用車の排出ガス基準及び燃費基準値を満たさなければならない。

### 2.2 材料・部品・加工方法

材料、部品及び加工方法は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 2.2 による。

### 2.3 構造

構造は、市販の４ドア・セダン型とするほか、次による。

なお、規定のない事項は、製造会社仕様とする。

a) 乗室と荷室は、乗用車（４ドア・セダン）その３を除き、それぞれ独立したものとし、トランクスルー機能を備えたものでもよい。

b) 機関は、表２による。

表２－機関

| 種類              | 総排気量（公称）   | 動力方式                                                                     |
|-----------------|------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 乗用車（４ドア・セダン）その１ | ２．３Ｌ以上とする。 | ハイブリッド方式（プラグインハイブリッドを除く。）<br>〔内燃機関（エンジン）<br>水冷４サイクル・ガソリンエンジン及び電動機（モーター）〕 |
| 乗用車（４ドア・セダン）その２ |            |                                                                          |
| 乗用車（４ドア・セダン）その３ | ２．０Ｌ以上とする。 |                                                                          |

c) 乗車定員は、５名とする。

d) 駆動方式は、前輪駆動、後輪駆動又は総輪駆動とし、調達要領指定書により指定する。

e) トランスミッションは、自動式とする。

f) 寒冷地仕様（製造会社仕様）の必要の有無は、調達要領指定書により指定する。

g) シートの色は、製造会社仕様の黒色とする。

|     |              |
|-----|--------------|
| 品 名 | 乗用車（４ドア・セダン） |
|-----|--------------|

### 2.3.1 附属装置

附属装置は、表 3 によるものとし、調達する品目については、調達要領指定書により指定する。

表 3－附属装置

単位 S E

| 品 名                            | 数量 | 要求事項                                                                                                          |
|--------------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| エアコンディショナ                      | 1  | 冷房及び暖房機能                                                                                                      |
| カーナビゲーション                      | 1  | AM／FMラジオ<br>V I C S 対応（FM多重放送：V I C S W I D E）及び光ビーコン対応<br>E T C 2. 0 対応<br>ナビゲーション機能は、通信圏外又は通信障害が生じてでも使用できる。 |
| ドライブレコーダー                      | 1  | 原則、製造会社仕様の 3 6 0 ° カメラを搭載する。ただし、製造会社仕様でない場合は前後方カメラを可とする。<br>G P S 機能付                                         |
| E T C 車載器                      | 1  | E T C 2. 0 対応<br>ビルトインタイプ<br>初期設定含む。                                                                          |
| 後退時車両直後確認装置                    | 1  | —                                                                                                             |
| フェンダーランプ又は<br>コーナーポール          | 1  | 電動又は手動伸縮式                                                                                                     |
| 分割パワーシート                       | 1  | 後部座席リクライニング                                                                                                   |
| 読書灯                            | 1  | 後席に取り付けるものとし、車体に固定する。                                                                                         |
| フォグランプ                         | 1  | フロントのみ                                                                                                        |
| 電動式リヤサンシェード                    | 1  | —                                                                                                             |
| エアバッグ                          | 1  | 運転席，助手席，カーテンエアバッグ，サイドエアバッグ（前席）                                                                                |
| 注記 附属装置は、乗用車の製造会社仕様とする（取付け含む）。 |    |                                                                                                               |

### 2.4 外観

外観は、次による。

- 有害なきず，割れ，まくれ，その他の欠陥があつてはならない。
- 各部の塗装及びめっきにむら，変色があつてはならない。
- 塗装は，製造会社仕様の黒色とする。
- 防せい塗装は，製造会社仕様の塩害対策用塗装を施すこととし，必要の有無は，調達要領指定書により指定する。

|     |              |
|-----|--------------|
| 品 名 | 乗用車（４ドア・セダン） |
|-----|--------------|

## 2.5 製品の表示

製品の表示は，**C&LPS-V00008**の2.4による。ただし，2.4.1の銘板及び2.4.3の標識は不要とする。

## 3 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

## 4 出荷条件

商慣習による。

## 5 その他の指示

### 5.1 提出書類等

提出書類等は，調達要領指定書により指示する場合を除き，次による。

- a) 類別原資料は，**C&LPS-Y00007**の4.1.1による。
- b) 取扱説明書等は，**C&LPS-V00008**の5.1.2による。
- c) 完成写真等は，**C&LPS-V00008**の5.1.5による。
- d) 車両等主要諸元資料は，**C&LPS-V00008**の5.1.6による。

### 5.2 自動車検査証・車歴簿

自動車検査証及び車歴簿は，**C&LPS-V00008**の5.3及び5.5による。

### 5.3 車両法適用車両の登録附随手続等

車両法適用車両の登録附随手続等は，**C&LPS-V00008**の5.4による。

### 5.4 附属品・予備品

附属品及び予備品は，**C&LPS-V00008**の5.6によるほか，表4によるものとし，調達する品名については，調達要領指定書により指定する。

表4－附属品及び予備品

| 品 名             | 数量及び単位 | 要求事項                                              |
|-----------------|--------|---------------------------------------------------|
| 非常信号灯           | 1 EA   | 車両法保安基準適合品，乾電池式，懐中電灯兼用式<br>取付けは，不要とする。            |
| 予備タイヤ又はパンク修理キット | 1 EA   | 製造会社仕様                                            |
| スタッドレスタイヤ       | 1 SE   | 4本1組<br>アルミ製ホイール付（ナット含む。）の有無については，調達要領指定書により指定する。 |
| タイヤチェーン         | 1 SE   | 製造会社仕様                                            |

|     |              |
|-----|--------------|
| 品 名 | 乗用車（４ドア・セダン） |
|-----|--------------|

表４－附属品及び予備品（続き）

| 品 名                  | 数量及び単位             | 要求事項                                                                                             |
|----------------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ハーフシートカバー            | 2 SE               | 製造会社仕様<br>取付けは，不要とする。<br>数量及び単位に変更がある場合は，調達要領指定書により指定する。                                         |
| 絨毯マット                | 1 SE               | 製造会社仕様<br>取付けは，不要とする。                                                                            |
| サイドバイザ               | 1 SE               | 製造会社仕様（１台分）                                                                                      |
| ナンバーフレーム             | 1 SE <sup>a)</sup> | 製造会社仕様（フロント及びリア，又はフロントのみ）                                                                        |
| ドアエッジプロテクタ           | 1 SE               | 製造会社仕様（運転席ドア用，助手席ドア用及び後部座席両ドア用）                                                                  |
| スモークフィルム<br>（貼付け含む。） | 1 SE               | 車両法保安基準適合品，リアドア，リアクォーター及びバックガラス，黒色（可視光線透過率３５％以下），気泡等異物の混入があってはならない。<br>なお，仕様を満たすガラスがある場合は，それによる。 |
| 警護用ミラー               | 1 EA               | 助手席側ドアミラー上部に取付けることとし，取付け込みとする。                                                                   |

注 <sup>a)</sup>フロント及びリアを１ＳＥとし、フロントのみは１ＥＡとする。

## 5.5 下取り交換車

国の所有に属する自動車等の交換に関する法律施行令による下取り交換車の必要の有無は，調達要領指定書により指定する。また，契約の相手方は，次に示す事項について，航空自衛隊補給本部需品部需品第１課長の指示を受けなければならない。

- a) 契約物品（下取交換車を除く。）の搬入
- b) 下取り交換車の引き受け及び搬出
- c) 下取り交換車の抹消登録証明書の提出

|           |                               |                |
|-----------|-------------------------------|----------------|
| 調達要領指定書   | 発 簡 番 号                       | 補本調達 第10077号   |
|           | 調達要求番号                        | 別紙のとおり         |
|           | 調達要求年月日                       | 令和7年6月4日       |
|           | 作 成 部 課                       | 補給本部 需品部 需品管理課 |
|           | 作 成 年 月 日                     | 令和7年6月4日       |
| 品 名       | 乗用車（4ドア・セダン）その3               |                |
| 仕 様 書 番 号 | C & L P S - V 2 3 2 1 5 - 1 6 |                |

**指定事項：**

**1.3 種類**

乗用車（4ドア・セダン）その3とする。

**2.3 構造**

d) 前輪駆動又は後輪駆動とする。

f) 寒冷地仕様は、不要とする。

**2.3.1 附属装置**

表3に示す“エアコンディショナ”，“カーナビゲーション”，“ドライブレコーダー”，“ETC車載器”，“後退時車両直後確認装置”及び“エアバッグ”を必要とする。

**2.4 外観**

d) 防せい塗装は、不要とする。

**5.1 提出書類等**

b) 取扱説明書等は、C & L P S - V 0 0 0 0 8の表5に示す取扱説明書のみとする。

**5.4 附属品・予備品**

表4に示す“非常信号灯”，“予備タイヤ又はパンク修理キット”，“スタッドレスタイヤ（アルミ製ホイール含む）”，“タイヤチェーン”，“絨毯マット”，“サイドバイザ”及び“スモークフィルム（貼付け含む。）”を必要とする。

**5.5 下取り交換車**

下取り交換車は無しとする。

| 項目番号 | 調達要求番号               | 数量（EA） |
|------|----------------------|--------|
| 1    | CP2506 20250603 0001 | 1      |